

## 大府市下水道排水設備指定工事店各種届出等について

### 1 指定事項に変更があったとき

変更のあった日から30日以内に「大府市下水道排水設備指定工事店変更届（第8号様式）」を提出してください。添付書類は別表のとおりです。

専属する責任技術者に異動があった場合には、「大府市下水道排水設備指定工事店変更届（第8号様式）」に加え、「責任技術者名簿（第4号様式）」を提出してください（新たに責任技術者を採用した場合は、責任技術者証の写しも添付してください）。

### 2 排水設備事業を廃止、休止、再開したとき

廃止または休止したときはその日から30日以内、再開したときはその日から10日以内に「大府市下水道排水設備指定工事店 廃止、休止、再開届（第9号様式）」を提出してください。

### 3 指定証を再発行するとき

「大府市下水道排水設備指定工事店証再交付申請書（第7号様式）」を提出してください。

添付書類（別表）

届出の種類		変更届	登記簿	定款	写真	住民票の写し	誓約書	指定証返納	
指定事項の変更	組織変更	有限→株式等、法人格の同一性が維持される組織変更	○	○	○			○	
		個人→法人／法人→個人	廃止して新規指定						
	氏名・名称変更	法人（商号の変更）	○	○	○				○
		個人（婚姻による氏の変更等）	○				○		○
		個人（屋号の変更）	○						○
	代表者変更	法人	○	○				○	
		個人（親→子等の代替わり）	廃止して新規指定						
	住所変更	法人	○	○		○			
		個人	○			○	○		
		事業所の付近見取図（共通）							
	住居表示変更	法人	○	○					
		個人	○				○		
		登記簿／住民票の写しの代わりに住居表示変更証明書も可							
	電話およびFAX番号	共通	○						
責任技術者の増減	共通	○							
		責任技術者名簿 責任技術者証の写し（責任技術者の選任があった場合）							
廃止・休止・再開	共通							○（再開は不要）	
		廃止・休止・再開届							
指定証再交付	共通							○（紛失は不要）	
		再交付申請書							